

農産物等輸出拡大施設整備事業における 補助金未返還事案への刑事告訴を求める決議

本事業は令和3年度の国の補正予算で事業採択され、市は7億4,941万5千円の交付決定を県から受けて、間接補助事業者である（株）風車に同額の交付決定を行なった。

その後、間接補助事業者である（株）風車から請求があった概算払いによる補助金交付請求書を受領し、3億7,375万円を概算払いとして市費で支払った。

しかしながら本事業は、国および県が令和5年4月に補助金交付決定の取り消しをしたため、市は（株）風車に概算払いした3億7,375万円の返還を求めて返還命令書や督促状を发出したが返還されなかった。

よって市は民事訴訟を行ったが、確実に3億7,375万円を取り戻すためにも、高島市議会は刑事告訴を速やかに行うことを高島市に求めるものである。

以上の内容を9月定例会で可決し、決議しました。

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

その他にも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからも度重なる不祥事をひきおこし、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上の内容を第2回臨時会および9月定例会で可決し、決議しました。

（※本文は、9月定例会議決分）